

18 悪質商法

悪質商法は、巧妙な手口で若者を狙っていますので注意してください。

◆ 悪質商法の例

①アポイントメント商法

誘い文句の電話やハガキによって、喫茶店や事務所に呼び出し、商品売りつけます。

②キャッチセールス

街角で、アンケート調査などと話のきっかけをつくり、喫茶店や事務所などに連れて行って契約を結ばせます。

③マルチ商法

商品を買って会員になり、友人に売ったり紹介したりすればお金がもらえると、甘い誘いで勧誘されます。

④デート商法

携帯電話の出会い系サイトなどで知り合った異性からデートに誘われ、高額な商品の契約を結ばせます。

⑤資格商法を中心とした電話勧誘販売

電話をかけてきて、資格取得のための高額な講座の受講や教材の購入を持ちかけてきます。

⑥ワンクリック請求

リンクをたどって複数のサイトに移動するうちに、「有料サイトへの登録完了」を理由に代金の支払いを請求されます。

◆ 被害に遭わないために・・・

①うまい話はめったにありません。“おいしい”と思ったら、十分警戒し、必要がない時は「いらない」ときっぱり断りましょう。

②契約する時は、すぐに署名や押印はせず、説明内容と契約内容を十分確認し、納得できない時は、きっぱり断りましょう。

③身に覚えのない請求は無視することが一番です。下手に動くとも個人情報を知らせることになります。

④即決せず、家族や友人に相談することも考えましょう。

◆ クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘などで契約した場合、一定期間消費者が契約を一方的に解除できる制度です。ただし、ネット通販や店舗で契約した場合は適用されないので注意しましょう。

<クーリング・オフ期間>

- ・訪問販売（アポイントメント商法/キャッチセールス） 8日間
- ・電話勧誘販売（資格商法など） 8日間
- ・特定継続的役務提供（エステなど） 8日間
- ・連鎖販売取引（マルチ商法など） 20日間
- ・業務提供誘引販売取引（内職商法） 20日間
- ・訪問購入（押し買い） 8日間

<クーリング・オフするには・・・>

販売会社あてに、はがきを書いて証拠が残るように「特定記録郵便」などで送ります。

また、はがきをコピーし、郵便局の受領証と一緒に保管しておきましょう。

<クーリング・オフした場合>

- ・支払ったお金は全額返金されます。
- ・商品は着払で返品できます。

<クーリング・オフできない場合>

- ・3,000円未満の契約で全額現金で支払った場合

◆ 相談機関

相談機関	電話番号
福井県消費生活センター	0776-22-1102
福井県嶺南消費生活センター	0770-52-7830
福井県警察本部(悪質商法110番)	0776-24-4194